

北九州市生産性向上・賃金引上げ応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、生産性の向上と従業員の賃金引上げに取り組む市内中小企業を応援するため、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策補助金「業務改善助成金」(以下「助成金」という。)の交付決定を受けた事業者に対し、予算の範囲内において、北九州市生産性向上・賃金引上げ応援補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 北九州市内に事業場があること。
- (2) 助成金について、令和6年4月1日以降に福岡労働局から交付決定通知を受け、令和7年2月28日までに交付額確定の通知を受けている事業者であること。
- (3) 助成金の支給決定通知書及び当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き上げを明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳)を適切に整備し、保管している事業者であること。
- (4) 労働基準法(昭和22年法律第49号)等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (5) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給(偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする事)をした事業者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する接待飲食等営業(料亭を除く。)及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
- (7) 国、県または市町村が出資による権利を有する事業者でないこと。
- (8) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる事業者でないこと。
- (9) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者でないこと。
- (10) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる事業者でないこと。
- (11) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる事業者でないこと。
- (12) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者でないこと。
- (13) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

(14) 市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でないと認められる事業者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の対象は、令和6年4月1日以降に福岡労働局から交付決定通知を受けた助成金であって、令和7年2月28日までに交付額確定の通知を受けているものとする。

2 補助金の補助対象経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率
助成金の対象経費支出済額	10分の1

3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

4 補助金の補助上限額は、助成金の助成上限額の10分の1とする。(別表「補助上限額早見表」参照。)

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、北九州市生産性向上・賃金引上げ応援事業補助金交付申請書(様式第1号)を令和7年3月7日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書に添付する書類は次のとおりとする。

(1) 申請総括表(様式第2号)

(2) 照会同意書・回答同意書(様式第6号・7号)

(3) 助成金の交付額確定及び支給決定通知書の写し

(4) 助成金の事業実績報告書及び添付書類の写し

①国庫補助金精算書の写し

②事業実施結果報告の写し

③賃金引上げを証する書面(賃金を上げた労働者の賃金台帳等)の写し

④導入した設備投資等の内容や金額を証する書類(納品書、導入物の写真等)の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 市長は、補助金の交付の申請書があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきことが適当と認めたときは、補助金の交付の決定を行い、補助金の交付を申請した者に文書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知を受領した日から15日以内に北九州市業務改善・賃金引上げ応援事業補助金取下げ申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は前条の市長の指示に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付決定を取り消す場合には、当該補助金の交付を受けた者に対し、北九州市生産性向上・賃金引上げ応援補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するとともに、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 市長は補助金の返還を命ずるべき者に対し、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）第20条の例による違約加算金及び延滞金を請求することができるものとする。

（帳簿の備付等）

第10条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行し、令和5年7月31日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。